

# 新規上場申請のための四半期報告書

Terra Drone株式会社

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための四半期報告書

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

**【提出日】** 2024年10月25日

**【四半期会計期間】** 第9期第1四半期(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)

**【会社名】** Terra Drone株式会社

**【英訳名】** Terra Drone Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 徳重 徹

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

**【電話番号】** 03-6419-7193(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 関 鉄平

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号

**【電話番号】** 03-6419-7193(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 関 鉄平

# 目次

	頁
第一部【企業情報】 .....	1
第1【企業の概況】 .....	1
1【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2【事業の内容】 .....	2
第2【事業の状況】 .....	3
1【事業等のリスク】 .....	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3【経営上の重要な契約等】 .....	3
第3【提出会社の状況】 .....	4
1【株式等の状況】 .....	4
2【役員の状況】 .....	10
第4【経理の状況】 .....	11
1【四半期連結財務諸表】 .....	12
2【その他】 .....	26
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 .....	27
四半期レビュー報告書 .....	巻末

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 9 期 第 1 四半期 連結会計期間
会計期間		自 2024年 2 月 1 日 至 2024年 4 月 30 日
売上高	(千円)	946,442
経常損失(△)	(千円)	△88,873
親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)	(千円)	△83,831
四半期包括利益	(千円)	5,049
純資産額	(千円)	5,061,034
総資産額	(千円)	7,152,077
1 株当たり四半期純損失(△)	(円)	△1,026.76
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益	(円)	—
自己資本比率	(%)	63.40

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、当第1四半期連結会計期間において、Aloft Technologies, Inc. の株式を追加取得したため、持分法適用関連会社としております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### ① 財政状態及び経営成績の状況

##### a. 財政状態の分析

###### （資産）

当第1四半期連結会計期間における流動資産は、5,006,725千円となり、前連結会計年度に比べ1,142,106千円減少しました。主な変動要因は、現金及び預金1,410,530千円の減少、売掛金及び契約資産116,170千円の増加によるものです。固定資産は2,145,351千円となり、前連結会計年度末に比べ1,161,337千円増加しました。主な変動要因は、投資有価証券989,124千円の増加によるものです。

###### （負債）

当第1四半期連結会計期間における負債は、2,091,042千円となり、前連結会計年度末に比べ3,213千円増加しました。主な変動要因は、未払費用16,277千円の増加、未払法人税等15,975千円の減少などによるものです。

###### （純資産）

当第1四半期連結会計期間における純資産は、5,061,034千円となり、前連結会計年度末に比べ16,018千円増加しました。主な変動要因は、四半期純損失91,289千円の計上、為替換算調整勘定98,731千円の増加等によるものです。

##### b. 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における世界経済は、持ち直しているものの、その先行きについては、欧米における高い金利水準の継続による影響や中国経済の先行き不安による景気の下振れリスクには引き続き留意する必要があります。日本経済については、個人消費の持ち直しに足踏みがみられるものの、景気の緩やかな回復が続くことが期待されています。

当第1四半期連結会計期間においても当社グループとして積極的な投資を継続することによって新規既存事業共に着実に拡大させ、当第1四半期連結会計期間における売上高は946,442千円となりました。

一方で、継続的な人財投資に伴う人件費の増加により、営業損失は△92,439千円となっております。また、為替差益の計上による営業外収益の増加と持分法適用によるAloftののれん相当額償却による営業外費用の増加等の影響により、税金等調整前四半期純損失は△85,196千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は△83,831千円となりました。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,600,000
A種優先株式	100,000
B種優先株式	100,000
C1種優先株式	100,000
C2種優先株式	100,000
計	10,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2024年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年10月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	61,980	8,164,700	非上場	単元株式数は100株であります。 (注) 1、2、3
A種優先株式	4,276	—	非上場	単元株式数は1株であります。 (注) 2、4
B種優先株式	9,497	—	非上場	単元株式数は1株であります。 (注) 2、4
C1種優先株式	4,840	—	非上場	単元株式数は1株であります。 (注) 2、4
C2種優先株式	1,054	—	非上場	単元株式数は1株であります。 (注) 2、4
計	81,647	8,164,700	—	—

- (注) 1. 2024年7月5日開催の臨時株主総会の決議により、2024年7月25日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は32,274,000株増加し、32,600,000株となっております。
2. 2024年7月5日開催の臨時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式、C2種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行済株式総数を81,647株としております。
3. 2024年7月5日開催の臨時株主総会の決議により、2024年7月25日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. A種優先株式、B種優先株式、C1種優先株式及びC2種優先株式の内容は次の通りであります。

(1) 剰余金の配当

① 当社は、剰余金の配当（中間配当を含むものとし、以下「配当」という。）を行う場合は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC1種優先株式を有する株主（以下「C1種優先株主」という。）又はC1種優先株式の登録株式質権者（以下「C1種優先登録株式質権者」という。）及びC2種優先株式を有する株主（以下「C2種優先株主」という。）又はC2種優先株式の登録株式質権者（以下「C2種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）及びB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）及びA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）並びに普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C1種優先株式1株につき、第13条の3に定めるC1種優先分配額（但し、第13条の3第6項に基づきC1種優先分配額が調整された場合には、当該調整後の金額を意味する。）に1%を乗じて得られる額（以下「C1種優先配当金」という。）を、C2種優先株式1株につき、第13条の3に定めるC2種優先分配額（但し、第13条の3第6項に基づきC2種優先分配額が調整された場合には、当該調整後の金額を意味する。）に1%を乗じて得られる額（以下「C2種優先配当金」という。）を、それぞれ同順位で配当をする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日としてC1種優先株主若しくはC1種優先登録株式質権者又はC2種優先株主若しくはC2種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、かかる配当額を控除した額とする。なお、配当額が、(i)発行済C1種優先株式にC1種優先配当金を乗じた額及び(ii)発行済C2種優先株式にC2種優先配当金を乗じた額の合計に満たない場合には、当該配当額を(i)及び(ii)の額で比例按分した上で、C1種優先株式1株につき、C1種優先株式に按分された額を発行済C1種優先株式の総数で除した額を支払い、C2種優先株式1株につき、C2種優先株式に按分された額を発行済C2種優先株式の総数で除した額を支払う（配当すべき金額につき1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。

② 前項による配当の後、なお配当を行う場合には、当社は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、C1種優先株主及びC1種優先登録株式質権者、C2種優先株主及びC2種優先登録株式質権者、A種優

先株主及びA種優先登録株式質権者並びに普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、第13条の3に定めるB種優先分配額（但し、第13条の3第6項に基づきB種優先分配額が調整された場合には、当該調整後の金額を意味する。）に1%を乗じて得られる額（以下「B種優先配当金」という。）の配当をする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、かかる配当額を控除した額とする。

③ 前項による配当の後、なお配当を行う場合には、当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、C1種優先株主及びC1種優先登録株式質権者、C2種優先株主及びC2種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びに普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、第13条の3に定めるA種優先分配額（但し、第13条の3第5項に基づきA種優先分配額が調整された場合には、当該調整後の金額を意味する。）に1%を乗じて得られる額（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、かかる配当額を控除した額とする。

④ ある事業年度において、C1種優先株主若しくはC1種優先登録株式質権者に対してした配当の金額がC1種優先配当金の額に達しない場合、C2種優先株主若しくはC2種優先登録株式質権者に対してした配当の金額がC2種優先配当金の額に達しない場合、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者に対してした配当の金額がB種優先配当金の額に達しない場合又はA種優先株主若しくはA種優先登録株式質権者に対してした配当の金額がA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

⑤ 当社がC1種優先配当金、C2種優先配当金、B種優先配当金及びA種優先配当金を配当した後、同一の事業年度に属する日を基準日として普通株主又は普通登録株式質権者に対して配当を行うときは、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、C1種優先株主又はC1種優先登録株式質権者に対し、C1種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき行う剰余金の配当に、第13条の5に定めるC1種取得比率を乗じた額と同額の配当を、C2種優先株主又はC2種優先登録株式質権者に対し、C2種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき行う剰余金の配当に、第13条の5に定めるC2種取得比率を乗じた額と同額の配当を、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき行う剰余金の配当に、第13条の5に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の配当を、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき行う剰余金の配当に、第13条の5に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の配当をする。

⑥ 上記第1項、第2項、第3項及び第5項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

## (2) 残余財産の分配

①当社は、残余財産を分配する場合は、C1種優先株主又はC1種優先登録株式質権者及びC2種優先株主又はC2種優先登録株式質権者に対し、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びに普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C1種優先株式1株につき、金382,229円（以下「C1種優先分配額」という。）を、C2種優先株式1株につき、金428,922円（以下「C2種優先分配額」という。）を、それぞれ同順位で支払う。但し、残余財産の額が、①発行済C1種優先株式にC1種優先分配額を乗じた額、及び②発行済C2種優先株式にC2種優先分配額を乗じた額の合計に満たない場合には、当該残余財産を①及び②の額で比例按分した上で、C1種優先株式1株につき、C1種優先株式に按分された額を発行済C1種優先株式の総数で除した額を支払い、C2種優先株式1株につき、C2種優先株式に按分された額を発行済C2種優先株式の総数で除した額を支払う（分配すべき金額につき1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）。

② 前項による残余財産の分配の後、なお残余財産がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、C1種優先株主及びC1種優先登録株式質権者、C2種優先株主及びC2種優先登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者並びに普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、金284,536円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。

③ 前項による残余財産の分配の後、なお残余財産がある場合には、当社は、残余財産を分配する場合は、

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、C1種優先株主及びC1種優先登録株式質権者、C2種優先株主及びC2種優先登録株式質権者、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者並びに普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、金229,078円（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。

④ 前項による残余財産の分配の後、なお残余財産がある場合には、当社は、C1種優先株主又はC1種優先登録株式質権者、C2種優先株主又はC2種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて分配を行う。この場合、当社は、C1種優先株主又はC1種優先登録株式質権者、C2種優先株主又はC2種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前三項の分配額に加え、C1種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に、第13条の5に定めるC1種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、C2種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に、第13条の5に定めるC2種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に、第13条の5に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に、第13条の5に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

⑤ 「A種優先分配額」は、以下の各号の定めに従い調整される。

A種優先株式の分割、併合又は株式無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は、以下のとおり調整される。なお、以下の算式の「分割・併合・株式無償割当ての比率」とは、株式分割、株式併合又は株式無償割当て後の発行済株式の総数を株式分割、株式併合又は株式無償割当て前の発行済株式の総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

調整後分配額＝当該調整前の分配額×1/(分割・併合・株式無償割当ての比率)

A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は、以下のとおり調整される。なお、以下の算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は、以下の算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

調整後分配額＝(既発行A種優先株式数×①+②当該調整前分配額+③新発行A種優先株式数×④1株当たり払込金額)/(既発行A種優先株式数+新発行A種優先株式数)

上記(1)及び(2)の調整の結果発生した調整後分配額の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

⑥ 前項の規定は、C1種優先分配額、C2種優先分配額、B種優先分配額の調整に準用するものとし、この場合「A種」とあるのは、それぞれ「C1種」、「C2種」又は「B種」と読み替えて適用する。

### (3) 金銭と引換えにする取得請求権

① A種優先株主は、当社が、会社分割又は事業譲渡により、当社の資産又は事業の全部又は重要な一部を第三者に移転させた場合、これらの効力発生日から3か月以内に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得し、その取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。なお、本条において「当社の資産又は事業の全部又は重要な一部を第三者に移転」とは、当該移転した資産又は事業の帳簿価額が当社の総資産額の2分の1以上に相当する部分を移転する場合を意味する。

② 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、本条によるA種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、①A種優先分配額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、併合、株式無償割当て又はこれらに類する事由があったときは、第13条の3第5項に基づき調整された金額）又は②会社分割若しくは事業譲渡により当社の資産若しくは事業の全部若しくは重要な一部を第三者に移転させた対価として交付された金額を残余財産とみなしたときに、第13条の3に従ってA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しA種優先株式1株につき分配される残余財産の額のいずれか高い額とする。

③ 前二項の規定は、C1種優先株主、C2種優先株主、B種優先株主による金銭と引換えにする取得請求権に準用するものとし、この場合「A種」とあるのは、それぞれ「C1種」、「C2種」又は「B種」と読み替えて、「第5項」とあるのは「第6項」と読み替えて、これを適用する。

### (4) 普通株式と引換えにする取得請求権

① A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、

当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A種優先株式取得請求権」という。）を有する。その条件は、以下の各号のとおりとする。

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は、以下のとおりとする。かかるA種優先株式取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合は、これを切り捨て、金銭による調整を行う。

$A種取得比率 = A種優先株式の基準価額 / A種優先株式の取得価額$

前号のA種優先株式の基準価額（以下「A種基準価額」という。）及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初金229,078円とし、次条の規定による調整がなされた場合には、当該調整後の価額とする。

② 前項の規定は、C1種優先株主、C2種優先株主、B種優先株主による普通株式と引換にする取得請求権に準用するものとし、この場合「A種」とあるのは、それぞれ「C1種」、「C2種」又は「B種」と読み替えて適用する。また、前項第2号の、「A種優先株式の基準価額（以下「A種基準価額」という。）及び取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初金229,078円とし」は、それぞれ「C1種優先株式の基準価額（以下「C1種基準価額」という。）及び取得価額（以下「C1種取得価額」という。）は、当初金382,229円とし」、「C2種優先株式の基準価額（以下「C2種基準価額」という。）及び取得価額（以下「C2種取得価額」という。）は、当初金428,922円とし」、「B種優先株式の基準価額（以下「B種基準価額」という。）及び取得価額（以下「B種取得価額」という。）は、当初金284,536円とし」と読み替えて適用する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

該当事項はありません。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2024年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) —	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 61,980 A種優先株式 4,276 B種優先株式 9,497 C1種優先株式 4,840 C2種優先株式 1,054	81,647	「1株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式」をご参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	81,647	—	—
総株主の議決権	—	81,647	—

(注) 2024年6月14日開催の取締役会において、定款の一部変更について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。これにより、A種優先株式4,276株、B種優先株式9,497株、C1種優先株式4,840株及びC2種優先株式1,054株を廃止するとともに、各種類株式については全て普通株式に変更しております。また2024年7月5日開催の取締役会において、当社株式の分割について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。これにより、発行済株式総数は8,083,053株増加し、8,164,700株といたしました。

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2024年2月1日から2024年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間  
(2024年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,598,135
売掛金及び契約資産	770,923
商品及び製品	169,165
仕掛品	21,409
原材料及び貯蔵品	130,124
その他	356,311
貸倒引当金	△39,345
流動資産合計	5,006,725
固定資産	
有形固定資産	571,061
無形固定資産	377,996
投資その他の資産	1,196,293
固定資産合計	2,145,351
資産合計	7,152,077

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間  
(2024年4月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金及び契約負債	144,152
1年内返済長期借入金	11,424
未払法人税等	5,998
有給休暇引当金	64,228
その他	764,799
流動負債合計	990,603
固定負債	
長期借入金	952,318
その他	148,120
固定負債合計	1,100,439
負債合計	2,091,042
純資産の部	
株主資本	
資本金	99,999
資本剰余金	5,731,123
利益剰余金	△1,436,747
株主資本合計	4,394,375
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	13,000
為替換算調整勘定	126,832
退職給付に係る調整累計額	△12
その他の包括利益累計額合計	139,820
新株予約権	8,965
非支配株主持分	517,873
純資産合計	5,061,034
負債純資産合計	7,152,077

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)
売上高	946,442
売上原価	441,379
売上総利益	505,063
販売費及び一般管理費	* 597,502
営業損失(△)	△92,439
営業外収益	
受取利息	9,477
為替差益	26,862
その他	29,376
営業外収益合計	65,716
営業外費用	
支払利息	4,680
持分法による投資損失	49,640
その他	7,829
営業外費用合計	62,150
経常損失(△)	△88,873
特別利益	
固定資産売却益	4,096
特別利益合計	4,096
特別損失	
固定資産除却損	419
特別損失合計	419
税金等調整前四半期純損失(△)	△85,196
法人税、住民税及び事業税	6,093
法人税等調整額	—
法人税等合計	6,093
四半期純損失(△)	△91,289
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△7,458
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△83,831

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)
四半期純損失 (△)	△91,289
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	919
為替換算調整勘定	44,966
退職給付に係る調整額	978
持分法適用会社に対する持分相当額	49,474
その他の包括利益合計	96,339
四半期包括利益	5,049
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括損失 (△)	△9,213
非支配株主に係る四半期包括利益	14,263

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間  
(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)

持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間においてAloft Technologies, Inc.の株式を取得したため、当第1四半期連結会計期間よりAloft Technologies, Inc. を持分法適用の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)
給料手当	171,621千円
退職給付費用	1,166 "
有給休暇引当金繰入額	1,852 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)
減価償却費	61,566千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	第1四半期 連結損益計算書 計上額(注)
	ドローン ソリューション 事業	UTM事業	計		
売上高				—	
外部顧客への売上高	762,450	183,991	946,442	—	946,442
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	762,450	183,991	946,442	—	946,442
セグメント損失(△)	△77,132	△15,306	△92,439	—	△92,439

(注) セグメント損失は、第1四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自 2024年2月1日 至 2024年4月30日)

(単位：千円)

	ドローンソリューション 事業	UTM事業	計
製品の販売	284,078	—	284,078
サービスの提供	478,372	183,991	662,363
顧客との契約から生じる収益	762,450	183,991	946,442
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	762,450	183,991	946,442

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自2024年2月1日 至2024年4月30日)
1株当たり四半期純損失	△1,026円76銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(千円)	△83,831
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 (千円)	△83,831
普通株式の期中平均株式数(株)	81,647
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年10月17日

Terra Drone 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

豊泉 匠範

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

鈴木 寛

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている Terra Drone 株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2024年2月1日から2024年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年2月1日から2024年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Terra Drone 株式会社及び連結子会社の2024年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上